

## 佐賀県告示第 210 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 5 年 10 月 6 日から令和 5 年 11 月 6 日まで佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒川松島線	伊万里市黒川町大黒川字島田 2087 番 2 地 先から 伊万里市黒川町大黒川字島田 2074 番 6 地 先まで	令和 5. 10. 6
県道 伊万里松浦 線	伊万里市東山代町大久保字小岩 4346 番 1 地先から 伊万里市東山代町大久保字小岩 4391 番 1 地先まで	令和 5. 10. 6
県道 伊万里畑川 内巖木線	伊万里市黒川町畑川内字畑ヶ田 1883 番 1 地先から 伊万里市黒川町畑川内字楠木田 1822 番 1 地先まで	令和 5. 10. 6
県道 相知山内線	伊万里市大川町川西字大田代 1963 番地先 から 伊万里市大川町川西字川島 1793 番地先ま で	令和 5. 10. 6